

# 健康ワンポイントアドバイス

発行：十日町市中魚沼郡医師会

発行日：平成27年8月発行

第159号



## ストレスチェック制度の創設について

十日町労働基準監督署 署長 寺嶋 茂

近年、仕事や職業生活に関して強い不安、悩みまたはストレスを感じている労働者が5割を超える状況にある中、平成18年3月31日に「労働者の心の健康保持増進を図るための指針（メンタルヘルズ指針）」を公表し、事業場における労働者の心の健康の保持増進を図るための措置（メンタルヘルスクア）の実施を促進してきたところですが、仕事に強いストレスが原因で精神障害を発症し、労災認定される労働者が、依然として増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルズ不調を未然に防止することが益々重要な課題となっております。

こうした背景を踏まえ、平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）において、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及びその結果に基づく面接指導の実施を事業者に義務付けることを内容としたストレスチェック制度が新たに創設され、平成27年12月1日付で施行されることになりました。

ストレスチェック制度は、メンタルヘルズ不調の未然防止である一次予防を強化するため、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価することにより、医師による面接指導及び職場環境の改善につなげることで、労働者のメンタルヘルズ不調を未然に防止することを目的としております。

ストレスチェック制度の実施にあたっては、労働者の健康に関する個人情報（健康情報）の適切な取扱いの確保及び労働者に対する不利益な取り扱いが禁止されていることに留意するとともに、努力義務とされている常時使用する労働者が50名未満の事業場においては、十日町地域産業保健センター及びストレスチェック実施促進のための助成金の活用を検討してください。

